



平成 21 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高 橋 顕 三
(コード番号 2580 東証・名証第一部)
問 合 せ 先 総務人事部長 橋 本 誠 治
(TEL 045-222-5850)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権） の付与に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 13 日開催の取締役会において、当社取締役に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新株予約権の割り当ての対象となる当社の取締役の員数は、同定時株主総会において、「取締役 12 名選任の件」が承認可決された場合、社外取締役 4 名を除く 8 名となります。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、役員退職慰労金制度の廃止等その他諸般の事情を勘案し、今般、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が退任後も含めた株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主のみならずと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、従前の取締役報酬額とは別枠で、年額 50 百万円を上限として、以下の要領により株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を付与することといたしました。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 30,000 株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、決議の日以後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じ

たときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

300 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」という）は 100 株とする。（ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の翌日から 20 年以内とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

② その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9) その他新株予約権の細目等

上記(1)から(8)までの細目および(1)から(8)まで以外の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

取締役ではない当社執行役員に対しても、上記と同一内容の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権（上限については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会にて決定予定）を本定時株主総会の日から 1 年以内に当社取締役会の決議により付与する予定であります。

※ 上記の内容については平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 8 期定時株主総会において「取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額および内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上